

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成31年1月10日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員23名

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 赤木 英雄 | 2番 福原 幸一 | 3番 森 日出輝 |
| 4番 東 哲治 | 5番 眞鍋 宣孝 | 6番 谷口 憲治 |
| 7番 橋本 春利 | 8番 角居 登 | 9番 田上 泰則 |
| 10番 西富 大二郎 | 11番 網田 稔 | 12番 徳永 芳也 |
| 13番 西川 秀文 | 14番 木下 三智也 | 15番 上妻 孝市 |
| 16番 堀 恭子 | 17番 牧野 正治 | 18番 西田 廣行 |
| 19番 緒方 一臣 | 21番 田中 敏郎 | 22番 木村 憲正 |
| 23番 梅田 義弘 | 24番 宮本 淳一 | |

欠席委員なし

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数23名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

まずもって、明けましておめでとうございます。

本日は、大変お忙しい中、農業委員会の総会に多くの方がご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

先日は、和水町で震度6弱の地震が発生しました。本市の北区では震度5弱だったようでございます。被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

昨年は地震や大雨など全国各地で大きな災害が発生しました。今年はこのような災害が起きませんよう祈念しているところでございます。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請が主な議題となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には21番の田中敏郎委員と22番の木村憲正委員を、書記に事務局の水上賢崇主任主事を指名いたします。よろしくお願い致します。
本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請など、全7件でございます。
議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、すみません。議案の追加ということで机のほうに一枚紙でお配りしております。議案別冊の99ページの88番の議案の1筆追加ということで、号数がふえるわけではございませんけれども、99ページの8番に1筆追加ということで、別紙のほうを追加をお願いいたしたいと思っております。その他訂正事項につきましては、訂正済みですのでよろしくお願いいたします。
以上です。

議長 それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、40件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は関連で、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、麦、大豆をつくられる専業農家で、許可後は水

稲をつくられる計画です。

4番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲をつくられる兼業農家で、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、4件について先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

5番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

5番は、経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は露地野菜をつくられる兼業農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番から8番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたし

ます。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はブロッコリーを栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

7番、8番は関連で、耕作の便宜上の交換の所有権移転の申請です。7番の譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番の譲受人はナスを栽培されている農家で、申請地にはナスを作付される計画です。

以上、3件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、9番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

9番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、梨をつくられる兼業農家で、申請地には梨を作られる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当だと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

1 番 赤木英雄委員

1 番委員、赤木です。

1 0 番から 1 5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 0 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ハウレンソウ、ネギを作付されており、許可後は水稻とハウレンソウ、ネギを作付される計画です。

1 1 番は、長男、次男への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は長男、次男とも水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

1 2 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ハウレンソウを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

1 3 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

1 4 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナスを作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

1 5 番は、遺贈による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上 6 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1 0 番から 1 5 番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、1 6 番。

1 4 番 木下三智也委員

1 4 番委員、木下です。

1 6 番から 1 9 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 6 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

1 7 番は、一般法人が経営拡張のため賃借権を設定する申請です。3, 3 8 5 m²のうち 2, 3 0 8 m²の賃借です。借人はベビーリーフを

作付されており、許可後はベビーリーフをつくられる計画です。

18番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

19番は、弟へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上、4件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、16番から19番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、20番ですが、20番の申請人が議席番号14番の木下委員ご本人が法人の代表となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。木下委員には、審議が終了するまで議場から退出していただきます。よろしくお願いたします。

（木下委員 退室）

議長 　　それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

20番につきまして、地区委員会での協議事項を報告いたします。

20番は、農地所有適格法人が経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
それでは、木下委員、入室をお願いします。
(木下委員 入室)

議 長 それでは次に、21番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

21番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借される申請です。借り人は水稻、麦、野菜を作付されており、許可後も水稻、麦、野菜を作付される計画です。

22番と23番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。22番の譲受人は水稻及び露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。23番の譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、21番から23番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、24番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

24番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権移転による第三者への贈与の申請です。譲受人は水稻、クリ、キュウリを作付されており、許可後はキュウリを作付さ

れる計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

25番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、後継者へ経営移譲のため使用貸借される申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを生産される計画です。

26番、27番は、38番と関連です。下限面積については38番と一括してご審議ください。申請は、妹への贈与のため所有権移転をされる申請です。譲受人はカボチャ、柿、梅を生産する兼業農家で、許可後は大豆をつくられる計画です。

28番、29番は関連です。経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、野菜を生産する専業農家で、許可後は露地野菜、大根、白菜をつくられる計画です。

30番、31番は前回継続審議となっていた案件です。

30番は経営拡張のため使用貸借される申請です。譲受人は水稻、カボチャを生産する専業農家で、許可後はミョウガをつくられる計画です。

31番は、営農型太陽光発電設備に伴うための空間賃貸借権を設定する申請です。同時に5条も申請しています。

32番は、親戚から贈与のため所有権移転される申請です。譲受人は水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

33番は、経営拡張のため所有権移転される申請です。譲受人は水稻、スイカ、ナスを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられ

る計画です。

以上26番、27番を除く7件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、25番から33番について地元委員より報告がございましたが、26番、27番を除き、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、26番、27番を除き、そのほかの案件については、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、34番。

17番 牧野正治委員

17番委員、牧野でございます。

34番から40番についての説明をいたしたいと思います。

34番は、経営拡張のための売買による所有権移転の申請であります。譲受人は専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

35番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借による権利設定申請であります。譲受人は兼業農家で、許可後は水稻、スイカを作付される予定であります。

36番、37番は関連で、申請は経営拡張のための売買による所有権移転であります。譲受人は兼業農家で、許可後は柿を作付する予定であります。

38番は、26番、27番と関連で、子へ贈与のため所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で、許可後は大豆を作付する予定であります。

39番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で、許可後は水稻を作付する予定であります。

40番は、経営拡張のため賃貸借権設定の申請です。譲受人は農業を兼業する一般法人で、許可後はアスパラガスを作付する予定であります。

以上7件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、34番から40番について地元委員よりご報告がございましたが、なお、38番は26番、27番との関連案件ですので一緒に審議します。この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、26番、27番及び34番から40番については、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、近隣の飲食店や小売業の従業員及び来客用の駐車場が不足しているため、貸駐車場へ転用するための申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、駐車場38台分を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断いたしました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上の支障を及ぼす恐れはないものと判断されます。工期は平成31年6月30日までを計画されています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、5条の8番と関連で、個人住宅建築計画のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、事業面積485㎡のうち4条は転用面積287㎡で、個人住宅、木造平屋建て1棟、建築面積120.90㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成32年2月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、貸駐車場及び貸資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積526㎡に、申請地に近い土木建設業を営まれる会社に貸される計画で、トラックや社用車置場、また、砂利その他土木建設用資材置き場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣

接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は平成31年1月15日から平成31年2月15日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

4番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は、10ha未満で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル334枚、発電出力90.18kwで、適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。雨水は自然浸透させ、下流部には浸透柵を設置する計画です。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっております。既に転用がなされており、関係法令を全く認識していなかったことを深く反省している旨の始末書が添付されています。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討した結果、ともに基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、5番。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田です。

5番について、地区委員会での協議結果を報告いたします。

5番は、個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は10ha未満の小集団の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。申請人は隣接地に住む母親の生活介助のため近隣の土地を探したが、適当な土地がなかったことから、当地を選定されました。土地利用計画については、個人住宅114.61㎡と駐車場等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。雨水は地下浸透、オーバー分は市道側溝へ放流、汚水と雑排水は合併浄化槽を経て市道へ放流、土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。工事は平成31年10月30日までに予定されており、許可後、速やかに着手されることと確認しています。開発許可が必要で、事前審査提出済みです。集落内開発制度指定区域です。同時5条申請がございます。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、38件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、法人が所有権移転により貸駐車場に転用するための申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の生産性の低い農地

で第2種農地の混在する農地と判断されます。代替地も検討されています。申請地は相続した土地ですが、高齢のため耕作ができず荒廃させたことを反省する顛末書が提出されています。土地利用計画は、20台の駐車場を整備し隣接の老健施設の職員用に貸される計画で、転用規模は妥当であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。土地改良区からの意見書では、転用申請は差し支えないとのことです。工期は平成31年9月30日までを計画されています。

2番から4番は関連で、法人が賃借権を設定しコンビニエンスストアに転用するための申請です。農地区分は、1番2番は上下水道2管理設された道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と3番は市街地に近接した10ha未満の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、鉄骨平屋建て店舗1棟、スチール物置1棟、駐車場22台分を設けられる計画で、転用規模は妥当であると判断しました。なお、2番、3番は、農地法の理解をしておらず駐車場に使用していたことを反省する旨の顛末書が提出されています。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。開発許可が必要で、集落内開発制度指定区域にあり、開発景観課と事前協議済みです。工期は平成31年7月31日までを計画されています。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

5番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

5番は、法人が所有権移転により建売住宅へ転用するための申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地も検討されています。土地利用計画は、建売住宅11棟を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断いたしました。資金証明書等、必要書類は添付されています。その他、権利を有する者の同意書も添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は平成32年4月28日までを計画されています。開発許可が必要で、集落内開発制度指定区域内にある農地で、開発景観課との事前協議中とのことです。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、5番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

6番から13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番、7番は関連で、建売住宅建築のための所有権移転の転用申請です。

農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で、上下水道管2管の通った沿道で、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積861.91㎡で、建売住宅、木造2階建て4棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成32年12月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしてお

ります。

8番は、4条の2番と関連で、個人住宅建築計画のための転用申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、事業面積485㎡のうち5条は転用面積198㎡で、個人住宅、木造平屋建て1棟、建築面積120.90㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成32年2月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

9番から11番は関連で、土木建築工事等を営む法人が、資材置場として山砂、砕石、建築資材、小型工事車両の置き場として転用する申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積2,060㎡に資材置き場への建設で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年8月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

12番、13番は関連で、土木建築工事などを営む法人が、近隣住民の方の貸駐車場及び資材置き場として転用する申請です。

農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積2,723㎡に、14台の駐車場建設と山砂、砕石、建築資材、小型工事車両の置き場として建設され、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地の被害防除については問題ありません。代替地についても検討されております。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年8月末日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上8件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般

基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6番から13番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

14番は、農業用倉庫への転用申請で、所有権移転されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、現在の倉庫が手狭のため新たに建設されるものです。

申請地は、住宅が混在する広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、ミカンの選果機や貯蔵コンテナを収納するための倉庫、鉄骨平屋建て168㎡の建設です。

資金計画、排水計画、被害防除については問題なく、土地代替性検討表も提出されております。工事期間は平成31年1月20日より平成31年3月20日までを予定されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、14番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

1 番 赤木英雄委員

1 番委員、赤木です。

1 5 番から 1 7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 5 番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向の著しい区域で上下水道 2 管の通った沿道で、5 0 0 m 以内に教育施設、医療施設がある第 3 種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積 2 0 2 m² に個人住宅 1 棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は平成 3 1 年 2 月 1 0 日から平成 3 1 年 9 月 3 0 日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

1 6 番は、所有権移転による農道への転用許可申請です。農地区分は、1 0 h a 以上の広がりのある一団の農地で第 1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、農業用施設の用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、転用面積 1 9 m² を農道に転用される計画ですが、もともと譲受人の農地へ行くのに譲渡人の農地を通っていましたが、所有名義が変遷等により進入できなくなったため、申請に及んだものです。隣接農地への被害防除等は問題ありません。しかし、許可を受けていないで使用していたことについて始末書の提出がっております。

1 7 番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する 1 0 h a 未満の広がりがない農地で第 2 種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、転用面積 2 1 3 m² に個人住宅 1 棟を建設される予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成 3 1 年 3 月 1 日から平成 3 1 年 1 2 月 3 0 日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上 3 件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、1 5 番から 1 7 番について地元委員より報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、18番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

18番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、所有権移転による建て売り住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に建て売り住宅4棟及び公衆用道路を整備される計画で、妥当な面積と思われま。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成31年2月1日から平成31年12月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て個人住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、農地取得から一定期間が経過しているものの、経緯などを再度確認する必要があるため、継続審議が妥当との協議結果でした。

20番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造2階建て個人住宅1棟を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成31年2月1日から平成31年10月30日までの予定で、許可後、

速やかに着手されることを確認しております。

19番は継続審議の協議結果となり、以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 18番から20番について地元委員より報告がございましたが、19番は継続審議とのことでございます。何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、19番は継続審議ですので、18番、20番は申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、21番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

21番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に分家住宅として木造2階建て1棟、駐車場などを整備される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等は問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成31年2月1日から平成32年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

22番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に個人住宅、木造2階建て1棟を建築される計画で、適切な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工

事計画は、平成31年2月10日から平成31年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

23番は、所有権移転による貸資材置き場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。譲受人は解体業などの会社を経営しており、現在、業務の多い申請地周辺にて最適な条件の同申請地を確保したもので、各方面へのアクセスもよいため、業務の効率化を図るために選定されました。土地利用計画は、申請地と他地目を合わせた総事業面積3,910.73㎡に、ガス切り、足場材などの解体用機材置き場、リブ管、VU管などの下水道用資機材置き場、来客用及び従業員などの車両置き場、各10台分などを整備し、譲受人が経営する法人へ貸し付ける計画です。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事計画は、平成31年4月17日から平成31年12月31日の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番から26番は関連で、所有権移転による資材置場及び車両置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。譲り受け予定の法人は土木工事業を営んでおり、現在、業務の多い申請地周辺の拠点として利便性の高い申請地を選定されました。土地利用計画は、申請地と他地目を合わせた総事業面積1万7,097㎡に、山砂、クラッシャーランなどの一時保管場、コンクリート二次製品などの資材置き場、バックホー、トラックなどの車両駐車スペースなどを整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。工事計画は、平成31年2月15日から平成31年6月30日の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

27番は、使用貸借権設定による資材置場への一時転用許可申請です。農地区分は農用地区域内の農地で、農用地区域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、借り受け予定法人は、先般の熊本地震にて被災した申請地に隣接するのり面の復旧工事を県からの復旧整備補助事業によって行っており、その工事のため、コンクリートブロック、型枠置き場、重機・大型トラック駐車スペースなどの資材置場を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成31年1月18日から平成31

年1月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。一時転用期間は平成31年1月18日から平成31年12月31日までの予定で、期間終了後は農地に戻す旨の確約書の提出がなされております。なお、申請地の一部を資材置場として使用されており、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、21番から27番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

28番から34番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、法人が駐車場建設のため所有権移転される申請です。農地区分は、10ha未満で生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場17台分で、申請地381㎡で、適正な面積と判断されます。代替地の検討もなされており、添付書類もそろっております。工期は許可日から平成31年5月31日までを予定されています。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番は、使用貸借により分家住宅建築のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落接続により不許可の例外に該当します。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、木造2階建て分家住宅で、転用面積としては適正な面積と思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。雨水は北側市道側溝へ放流し、生活雑排水や汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ放流予定です。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。工期は平成31年2月

20日から31年9月30日を予定されています。開発許可が必要で、事前審査済みです。

30番は、法人が所有権移転により太陽光発電設備のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設6,717㎡の2分の1以内の拡張により、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、太陽光パネル352枚、売電容量148.5kwで、転用面積としては適正な面積と思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。雨水は、敷地の勾配を南西下がりとし、集水桝を経由し既存排水路へ放流予定です。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。工期は平成31年2月1日から31年8月30日を予定されています。

31番、32番は関連です。店舗兼個人住宅のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落接続により不許可の例外に該当します。土地利用計画は、店舗兼個人住宅の新設、438㎡で、適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。雨水は集水桝により集水し東側水路へ排水し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽を設置し東側側溝へ放流する予定です。事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、事業期間は平成31年3月10日から平成32年8月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可申請書提出済みです。集落内開発制度指定区域です。

33番は、法人が使用貸借により通路設置のための一部転用申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設2分の1以内の拡張により不許可の例外に該当します。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、農地面積3,573㎡のうち220㎡の一部転用であり、転用面積としては適正な面積と思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。雨水は地下浸透させる計画で、西側水路へ放流予定です。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。工期は平成31年2月1日から31年2月28日を予定されています。前回、継続審議となっていた案件です。

34番は、前回、継続審議となっていた案件です。法人が賃貸借による営農型太陽光発電設備を設置、その下で継続して営農する計画の

ため、一時転用、一部転用の申請です。期間は許可日から3カ年となっています。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものであり、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、営農型太陽光パネル825枚、パネル直下面積は1,579.59㎡、発電容量148.5kw、遮光率65.7%、パネル下空間の最低高さ2.9mの計画となっており、パネル支柱246本分転用面積1.29㎡で、転用面積としては適正な面積と思われます。太陽光発電下部の営農計画についてはミョウガを作付される予定です。営農計画書と営農への影響の見込み及びその根拠となるデータや参考文献、知見を有する者の意見書等については、ミョウガに対する栽培技術基準や市場状況など、また、実証実験圃場の生育データとして、光適応性でミョウガの光補償点を持つミョウガの実証実験成果による営農型太陽光パネル下部の影響見込みなど、知見を有する者の意見として添付されております。営農計画では、定植後1年間の育成期間を経て2年目からの出荷・販売計画となっており、太陽光パネルの遮光が及ぼす営農への見込みを添付されております。雨水は自然浸透させ、オーバー分は西側排水路へ排水する計画です。被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはないものと思われま。事業計画や営農型太陽光施設の見積書、解体撤去の見積もり、廃止時の解体撤去の確約書、融資証明、排水同意等もそろっております。また、経済産業省からの設備変更認定書及び、九州電力からの工事負担金のお知らせ等も添付されております。工事期間は許可日から平成32年3月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。同時に3条申請も提出されています。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、ともに基準を満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、28番から34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。34番については営農型太陽光発電施設への転用ですので、申請どお

り許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、35番。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田です。

35番から38番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

35番は、個人住宅建設のための贈与による所有権移転の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て96.05㎡と駐車場等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は合併浄化槽、雨水は地下浸透枿を経て道路側溝へ排水します。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要で、集落内開発制度指定区域でもございます。

36番は、個人住宅建設とあわせて、その宅地への進入のための通路建設のための使用貸借権設定の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅建設に伴う専用通路建設で、延長21.6m、幅員3mで、転用面積としては適正な面積と判断されます。雨水は地下浸透でオーバー分は道路側溝へ排水します。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。個人住宅の宅地選定とともに通路についても代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年10月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要で、事前審査提出済みです。集落内開発制度指定区域内です。同時に4条申請もなされております。なお、本件土地には、亡祖父が50年以上前に杉の木を植栽し、屋敷林として利用してきましたが、今般相続するに当たり畑であることが判明しました。認識が足りず転用の手続を怠っていたことを深く反省していますとの顛末書が添付されています。

37番は、太陽光発電設備建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル248枚、発電能力74.4kwと、パワコン8基とフェンスなどで、配置

図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は隣接水路へ排水します。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

38番は、太陽光発電設備の建設のための所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル120枚、発電能力38.4kwと、パワコン5基とフェンスなどで、配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は隣接水路へ排水します。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われま。代替地の検討もなされており、事業計画、残高証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、35番から38番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、2件でございます。それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

1番及び2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、南区元三町ほか地内での県営元三・木部地区の土地改良事業に伴う参加資格の証明願い出です。2番は、県営元三・木部地区土

地改良事業の施行申請に伴う加勢川土地改良区設立のための許可申請のための参加資格の証明願出です。

先日の地区委員会におきまして受益地及び参加申し出者の同意名簿を調査し、全員、参加の資格者であると地区委員会で確認されております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、これについては何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することにいたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細23ページの1番から27ページの18番までの合計18件で、1番から3番までが公社からの売り渡し、4番から16番までが公社による買い取り、17番と18番が相対による売買です。面積は、18件合わせまして、田のみの3万5,205㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細28ページの19番から41ページの47番までで、貸手29名、借手14名の件数29件です。契約期間別では、6年未満が22件、10年以上が7件で、面積は29件合わせまして、田5万4,117㎡、畑3万1,591.97㎡の、合計8万5,708.97㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、露地野菜、レンコンです。

次に、再設定分です。明細41ページの48番から65ページの95番までで、貸手46名、借手29名の件数47件です。契約期間別では、6年未満が36件、6年以上10年未満が1件、10年以上が10件で、面積は、47件合わせまして、田17万3,282.91㎡、畑1万9,249㎡の、合計19万2,531.91㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は飼料作物、水稻、果樹、露地野菜、大豆、施設野菜です。

続きまして、第6号議案です。

66ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細67ページの1番から101ページの95番までで、貸手95名の件数95件です。契約期間別では、6年未満が44件、6年以上10年未満が1件、10年以上が50件で、面積は95件合わせまして、田25万3,490.76㎡、畑1万3,128㎡の合計26万6,618.76㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきましては、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が適正に耕作していることを確認し、地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認しました。

以上1件、ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、2番。2番の申請人が議席番号が10番の西富委員と同居の親族となっております。よって農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。西富委員には、2番の審議が終了するまで議場から退出していただきます。西富委員、よろしく願いいたします。

（西富委員 退室）

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番で申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が適正に耕作していることを確認し、地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認いたしました。

以上1件、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　それでは、西富委員、入室をお願いします。

（西富委員 入室）

議長 　　続きまして、3番、お願いいたします。

7 番 橋本春利委員

7 番委員、橋本です。

3 番から 4 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 番は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。

願出人は水稻及びミカンを栽培されている農家で、対象農地 4 筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。

4 番も、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。

願出人は水稻を栽培されている農家で、対象農地 10 筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3 番、4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、次第 5 の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案抜粋の 102 ページの次の黄色いカラー刷りのところからが報告事項になります。1 番から 9 番までの報告事項が挙がっております。合計の 120 件ということで件数のみご報告させていただきます。

以上です。

議 長 ただいまの報告事項の説明について、質問などございませんか。

一 同 ありません。

議長 ないようですので、次に、次第の6、その他ですが、本日は何もありません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉会 午後4時26分会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成31年1月10日

会長 森 日出輝

署名委員 田中 敏郎

署名委員 木村 憲正

書記 水上 賢崇